

山本ゆきです。

きょうは、各政党から議員の皆様にお越しいただいております。昨年の6月19日、第183回国会の会期末に「子どもの貧困対策法案」を成立させていただきましたこと心より感謝申し上げます。

法律は今年1月17日から施行となりました。法律の目的であります「貧困の状況下にある子どもたちが、その環境に左右されることなく健やかに成長し、彼らの教育の機会均等を図っていく」というこの目的を遂行するために、議員の皆様にならざるご尽力をお願いさせていただきたく、本日の集会に参加させていただきました。

この写真は、山本孝史が亡くなる半年前の2007年6月の厚生労働委員会での質問、山本最後の国会質問の時の写真です。「がん患者の生きる力を奪わないで！」と訴えたときのものです。

思えば、山本が、大学卒業時から在職しておりました交通遺児育英会、今のあしなが育英会の職を辞して、衆議院に立候補したのは、今から約20年前の1993年のことでした。当時は、遺族年金・児童扶養手当が、18歳の誕生日で打ち切られていました。それを高校卒業時の3月まで延長してほしいというのが遺児家庭の切なる願いでした。手当延長については、長い間国会で議論となっていました。法律の改正にはなかなか至りませんでした。山本たち育英会職員は何度も何度も陳情を繰り返しましたが、国会の壁、厚生省の壁があまりに厚くてどうにもならず、こうなったら自分が国会議員となって法律を改正するしかないという決心したのでした。

山本は当選し、4か月後の厚生委員会で現場からの声を国会にぶつけました。当時の大内圭吾大臣が、即、要望に応えるよう努力したいと応じられ、翌94年の11月に年金法が改正され、95年の4月から現行の「高校卒業時までの支給」が実施されてきています。この改正によって救われた遺児家庭は非常に多いと思います。

あれから20年。社会情勢が変化し、新たに経済格差という問題が生じています。「日本の子どもの貧困率は15.7%、一人親世帯の貧困率は50%を超えているということです。貧困にあえぐ子どもたちの支援対策を、今、しっかりと打ち出さねば日本の将来はありません。

「やればやっただけのことは絶対にある。交通事故だってこんなに減ってきたではないか」山本の言葉です。

山本がその成立に命をかけた「がん対策基本法」と「自殺対策基本法」がどのように効力を発揮しているかを山本は見届けることなくこの世を去りました。がん対策におい

では、死亡率を下げるという目標のみならず、「がんになっても安心して暮らせる社会の実現を！」をという時代に即した新たなスローガンも加えて、国、各都道府県が、当事者と一緒になって取り組みをしています。自殺においては、ここ4年間、自殺者の数が連続で減少しており、また、2年連続で3万人を割っています。やればやっただけの効果は出てきます。

そして今年も、是非、子どもの貧困対策法を実効力のあるものにすべき年にしていきたいと思っております。これから、関係者による「大綱」の発表があるようですが、議員の皆様には、皆様が成立に導いてくださった法律に、今度は魂を入れて、貧困の状況下にある子どもたちを一人でも多く救っていただきたく、更なるご尽力をお願い申し上げます。